

福岡市 児童福祉施設 監査基準

利 用 者 処 遇

－医療型障害児入所施設等－

福岡市こども未来局

(凡 例)

根拠法令等については下記の通り省略する。

◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)……法

◎児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生労働省令第11号)……施行規則

◎児童福祉法に基づく障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)……平24厚令16

◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)……平24厚告122

◎厚生労働大臣が定める一単位の単価を定める件(平成24年3月14日厚生労働省告示第128号)……平24厚告128

◎厚生労働大臣が定める施設基準を定める件(平成24年3月30日厚生労働省告示第269号)……平24厚告269

◎厚生労働大臣が定める児童等を定める件(平成24年3月30日厚生労働省告示第270号)……平24厚告270

◎厚生労働大臣が定める児童等を定める件(平成24年3月30日厚生労働省告示第271号)……平24厚告271

主眼事項及び着眼点等(指定医療型障害児入所施設等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第1 一般原則	(1)指定医療型障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(入所支援計画)及び15歳以上の障害児が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第1及び第4の41において「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(移行支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。 (2)指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。 (3)指定医療型障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。)、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (4)指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	法第24条の12 平24厚令16第3条第1項 平24厚令16第3条第2項 平24厚令16第3条第3項 平24厚令16第3条第4項
第2 人員に関する基準		
1 従業者の員数	指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	法第24条の12第1項
(1)医療法に規定する病院として必要とされる従業者	医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる数	平24厚令16第52条第1項
(2)児童指導員及び保育士	イ 総数 ①又は②に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ① 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上 ② 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上 ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上	平24厚令16第52条第1項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
(3)心理支援を担当する職員	<u>1以上(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)</u>	平 24 厚 令 16 第 52条第1項
(4)理学療法士又は作業療法士	<u>1以上(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)</u>	平 24 厚 令 16 第 52条第1項
(5)児童発達支援管理責任者	<u>1以上</u>	平 24 厚 令 16 第 52条第1項
(6)職業指導員	<u>主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設において職業指導を行う場合には置く</u>	平 24 厚 令 16 第 52条第2項
(7)職務の専従	<u>(1)から(5)に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)</u>	平 24 厚 令 16 第 52条第3項
(8)従業者の員数に関する特例	<u>指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。指定障害福祉サービス基準)第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)から(7)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u>	平 24 厚 令 16 第 52条第4項
第3 設備に関する基準	<u>指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとなっているか。</u> <u>(1)医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。</u> <u>(2)支援室及び浴室を有すること。</u> <u>(3)次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、(1)及び(2)に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けているか。(ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。)</u> 一 <u>主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室</u> 二 <u>主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</u> <u>(4)主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。</u> <u>(5)(1)から(3)に規定する設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものとなっている</u>	法第24条の12第2項 平 24 厚 令 16 第 53条第1項 平 24 厚 令 16 第 53条第1項 平 24 厚 令 16 第 53条第2項 平 24 厚 令 16 第 53条第3項 平 24 厚 令 16 第 53条第4項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	か。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(2)及び(3)に規定する設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。) (6)指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、<u>指定障害福祉サービス基準第52条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(5)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u>	平 24 厚 令 16 第 53条第5項
第4 運営に関する基準		法第24条の12第2項
1 内容及び手続の説明及び同意	(1)指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平24厚令16第6条第1項準用
2 提供拒否の禁止	指定医療型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平24厚令16第7条準用
3 あっせん、調整及び要請に対する協力	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平24厚令16第8条準用
4 サービス提供困難時の対応	指定医療型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平24厚令16第9条準用
5 受給資格の確認	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等確かめているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 10条準用
6 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	(1)指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	援助を行っているか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	11条第1項準用 平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 11条第2項準用
7 心身の状況等の把握	<u>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 12条準用
8 居住地の変更が見込まれる者への対応	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 13条準用
9 入退所の記録の記載等	(1)指定医療型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定医療型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(入所受給者証記載事項)を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。 (3)指定医療型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 14条第1項準用 平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 14条第2項準用 平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 14条第3項準用
10 サービスの提供の記録	(1)<u>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</u> (2)<u>指定医療型障害児入所施設は、(1)の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 15条第1項準用 平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 15条第2項準用
11 指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲	(1)指定医療型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。 (2)(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、12の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 16条第1項準用 平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 16条第2項準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
12 入所利用者負担額の受領	(1)指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けているか。 一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額 二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 (3)指定医療型障害児入所施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、入所給付決定保護者から受けることができる次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。 一 日用品費 二 一号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの (4)指定医療型障害児入所施設は、(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。 (5)指定医療型障害児入所施設は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。	平 24 厚 令 16 第 54条第1項 平 24 厚 令 16 第 54条第2項 平 24 厚 令 16 第 54条第3項 平 24 厚 令 16 第 54条第4項 平 24 厚 令 16 第 54条第5項
13 入所利用者負担額に係る管理	指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(入所利用者負担額合計額)を算定しているか。この場合において、当該指定医療型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 18条準用
14 障害児入所給付費等の額に係る通知等	(1)指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しているか。	平 24 厚 令 16 第 55条第1項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
15 指定入所支援 の取扱方針	(2)指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。	平 24 厚 令 16 第 55条第2項
	(1)指定医療型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 20条第1項準用
	(2)指定医療型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めているか。	平 24 厚 令 16 第 57 平 24 厚 令 16 第 20条第2項準用
	(3)指定医療型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	平 24 厚 令 16 第 57 平 24 厚 令 16 第 20条第3項準用
	(4)指定医療型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 20条第4項準用
	(5)指定医療型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 20条第5項準用
16 入所支援計画 の作成等	(1)指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条第1項準用
	(2)児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条第2項準用
	(3)児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条第3項準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
16の2 移行支援 計画の作成等	(4)児童発達支援管理責任者は、 <u>アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条第4項準用
	(5)児童発達支援管理責任者は、 <u>入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条第5項準用
	(6)児童発達支援管理責任者は、 <u>入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条第6項準用
	(7)児童発達支援管理責任者は、 <u>入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条第7項準用
	(8)児童発達支援管理責任者は、 <u>入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。(9)において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条第8項準用
	(9)児童発達支援管理責任者は、 <u>モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> 一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条第9項準用
	(10)(2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)の規定は、(8)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条第10項準用
	(1)指定医療型障害児入所施設の管理者は、 <u>児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条の2第1項準用
	(2)児童発達支援管理責任者は、 <u>移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 21条の2第2項準

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<u>生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしているか。</u> <u>(3)児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u> <u>(4)児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しているか。</u> <u>(5)児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、移行支援計画の原案について意見を求めているか。</u> <u>(6)児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該移行支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</u> <u>(7)児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成した際には、当該移行支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</u> <u>(8)児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。((9)において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行っているか。</u> <u>(9)児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情の</u>	用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 21 条の 2 第 5 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 21 条第 3 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 21 条の 2 第 3 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 21 条の 2 第 5 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 21 条第 5 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 21 条の 2 第 5 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 21 条第 6 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 21 条の 2 第 5 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 21 条第 7 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 21 条の 2 第 4 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 57 条

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<u>ない限り、次に定めるところにより行っているか。</u> <u>一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</u> <u>二 定期的モニタリングの結果を記録すること。</u>	平 24 厚 令 16 第 21 条の 2 第 6 項 準用 平 24 厚 令 16 第 21 条第 9 項 準用
	<u>(10)(2)、(3)、(5)から(7)まで及び(9)の規定は、(8)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 21 条の 2 第 10 項 準用
17 児童発達支援管理責任者の責務	<u>(1)児童発達支援管理責任者は、16及び16の2に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</u> <u>一 18に規定する検討及び必要な援助並びに19に規定する相談及び援助を行うこと。</u> <u>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</u>	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 22 条第 1 項 準用
	<u>(2)児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 22 条第 2 項 準用
18 検討等	指定医療型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 23 条 準用
19 相談及び援助	指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 24 条 準用
20 支援	<u>(1)指定医療型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 25 条第 1 項 準用
	<u>(2)指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 25 条第 2 項 準用
	<u>(3)指定医療型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 25 条第 3 項 準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
21 食事	(4)指定医療型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 25条第4項準用
	(5)指定医療型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定医療型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 25条第5項準用
	(1)指定医療型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 26条第1項準用
	(2)食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 26条第2項準用
22 社会生活上の 便宜の供与等	(3)調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 26条第3項準用
	(4)指定医療型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 26条第4項準用
23 健康管理	(1)指定医療型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 27条第1項準用
	(2)指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 27条第2項準用
	(3)指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 27条第3項準用
	(1)指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行っているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 28条第1項準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令				
	(2)指定医療型障害児入所施設は、(1)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td><td>入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 28 条第 2 項準用
児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断					
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
	(3)指定医療型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 28 条第 3 項準用				
24 緊急時等の対応	<u>指定医療型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 29 条準用				
25 障害児の入院期間中の取扱い	指定医療型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定医療型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 30 条準用				
26 給付金として支払を受けた金銭の管理	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の設置者が障害児に係る平成24年厚生労働省告示第305号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金」に定める給付金(給付金)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。障害児に係る金銭)をその他の財産と区分すること。 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 31 条準用 平 24 厚 告 305				
27 入所給付決定保護者に関する都道府県への通	指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支給を受け、又は受けようとし	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
知	たときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。	32条準用
28 管理者による管理等	(1)指定医療型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。(ただし、指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定医療型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定医療型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。) (2)指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 (3)指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者に平成24年厚生労働省令第16号第3章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第33条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第33条第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第33条第3項準用
29 運営規程	指定医療型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(38において「運営規程」という。)を定めているか。 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 緊急時等における対応方法 七 非常災害対策 八 主として入所させる障害児の障害の種類 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 その他施設の運営に関する重要事項	平24厚令16第57条 平24厚令16第34条準用
30 勤務体制の確保等	(1)指定医療型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。) (3)指定医療型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (4)指定医療型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的	平24厚令16第57条 平24厚令16第35条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第35条第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第35条第3項準用 平24厚令16第57条

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<u>な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 35条第4項準用
31 業務継続計画の策定等	(1)指定医療型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3)指定医療型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 35条の2第1項準用 平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 35条の2第2項準用 平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 35条の2第3項準用
32 定員の遵守	<u>指定医療型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 36条準用
33 非常災害対策	(1)指定医療型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 (3)指定医療型障害児入所施設は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 37条第1項準用 平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 37条第2項準用 平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 37条第3項準用
34 安全計画の策定等	<u>(1)指定医療型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定医療型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定医療型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定医療型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 37条の2第1項準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<u>(2)指定医療型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的実施しているか。</u> <u>(3)指定医療型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 37 条の 2 第 2 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 37 条の 2 第 3 項 準 用
35 自動車を行 する場合の所在 の確認	指定医療型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 37 条の 3 準 用
36 衛生管理等	<u>(1)指定医療型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</u> <u>(2)指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① 当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。 <u>(3)指定医療型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 38 条第 1 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 38 条第 2 項 準 用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 38 条第 3 項 準 用
37 協力歯科医療 機関	指定医療型障害児入所施設(主として自閉症児を受け入れるものを除く。)は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めているか。	平 24 厚 令 16 第 56 条
38 掲示	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定医療型障害児入所施設は、これらの事項を記載した書面を当該指定医療型障害児入所施設	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 40 条第 1 項・第 2 項 準 用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
39 身体拘束等の禁止	に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 (1)指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 (3)指定医療型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 41 条第 1 項準用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 41 条第 2 項準用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 41 条第 3 項準用
40 虐待等の禁止	(1)指定医療型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為(被措置児童等虐待)その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定医療型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 42 条第 1 項準用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 42 条第 2 項準用
41 秘密保持等	(1)指定医療型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3)指定医療型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 44 条第 1 項準用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 44 条第 2 項準用 平 24 厚 令 16 第 57 条

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
42 情報の提供等	<u>者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 44条第3項準用
	<u>指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定医療型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</u>	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 45条第1項準用
43 利益供与等の禁止	(1)指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 46条第1項準用
	(2)指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (3)(1)及び(2)の障害福祉サービスを行う者等は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者(障害福祉サービス事業者以外の事業者)に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。	平 24 厚 令 16 第 46条第2項準用
44 苦情解決	(1)指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 47条第1項準用
	(2)指定医療型障害児入所施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 47条第2項準用
	(3)指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善	平 24 厚 令 16 第 57条 平 24 厚 令 16 第 47条第3項準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<u>を行っているか。</u> (4)指定医療型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。 (5)指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 47 条第 4 項準用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 47 条第 5 項準用
45 地域との連携等	指定医療型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 48 条準用
46 事故発生時の対応	(1)指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 (3)指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 49 条第 1 項準用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 49 条第 2 項準用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 49 条第 3 項準用
47 記録の整備	(1)指定医療型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2)指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しているか。 一 入所支援計画及び移行支援計画 二 提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録 三 都道府県への通知に係る記録 四 身体拘束等の記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 51 条第 1 項準用 平 24 厚 令 16 第 57 条 平 24 厚 令 16 第 51 条第 2 項準用
48 電磁的記録等	(1)指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行	平 24 厚 令 16 第 58 条第 1 項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	うことが規定されている又は想定されるもの(9の(1)の受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができるか。 (2)指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができるか。	平 24 厚 令 16 第 58条第2項
第5 変更の届出等	指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第24条の13 規 則 第 25 条 の 22
第6 障害児入所給付費の算定及び取扱い		法第24条の2 第2項
1 基本事項	(1)指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関における指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定しているか。 (2)(1)の規定により、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関における指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 24 厚 告 123 第 一 号 平 24 厚 告 123 第 二 号
2 医療型障害児入所施設給付費	(1)指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 (2)指定医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合又は指定発達支援医療機関で短期有目的の支援を行う場合については、入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 24 厚 告 123 の 別 表 第 2 の 1 の 注 1 平 24 厚 告 123 の 別 表 第 2 の 1 の 注 1 の 2

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
(減算が行われる場合)	(3)指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第四号の表の上欄に該当する場合 同表下欄に定める割合 ② 指定入所支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第16号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(指定入所基準)第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一)入所計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二)入所計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	平24厚告123の別表第2の1の注2 平24厚告271第四号
(身体拘束廃止未実施減算)	指定医療型障害児入所施設が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。	平24厚告123の別表第2の1の注3
(虐待防止措置未実施減算)	指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ 当該指定医療型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ 当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚告123の別表第2の1の注3の2
(業務継続計画未策定減算)	指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告123の別表第2の1の注3の3

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
(情報公表未報告減算)	法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告123の別表第2の1の注3の4
(重度障害児支援加算)	(1)平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、<u>重度障害児(次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。)</u>に対し、指定入所支援を行った場合(指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)<u>に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。</u> <u>イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合(口に該当する場合を除く。)</u> <u>① 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの</u> <u>(一)食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者</u> <u>(二)頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、暴動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</u> <u>② 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの</u> <u>口 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合</u> <u>① 6歳未満である者</u> <u>② 医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者</u> <u>③ 入所後1年未満である者</u> <u>ハ 主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合</u> <u>① 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者</u> <u>② 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者</u> (2)(1)の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第十八号の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、(1)のイの ①の(二)に規定する者に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の第十七号の三に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第2の1の注4 平24厚告269第十八号 平24厚告123の別表第2の1の注4 平24厚告269第十八号 平24厚告123の別表第2の1の注4の2 平24厚告269第十八号の二 平24厚告269第十三号の二準用 平24厚告270第十六号の二 平24厚告270第

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
(重度重複障害児加算)	重度障害児支援加算の(1)に該当する重度障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上(主として肢体不自由児に対し指定施設入所支援を行う場合にあっては、2以上)の障害を有するもの(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、<u>重度重複障害児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。</u>	一号の八準用 平24厚告123の別表第2の1の注5
(強度行動障害児特別支援加算)	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイ又はロに掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。ただし、イ又はロのいずれかの加算を算定しているときは、その他の加算は算定していないか。 イ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の五のイに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十七号の三に適合する指定入所支援を行った場合(強度行動障害児特別支援加算(Ⅰ)) ロ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の五のロに適合する強度の行動障害を有する児童に対して、同告示第十七号の四に適合する指定入所支援を行った場合(強度行動障害児特別支援加算(Ⅱ))	平24厚告123の別表第2の1の注5の2 平24厚告269の第十八号の三 平24厚告269の第十四号準用 平24厚告270の第十七号の五 平24厚告270の第十四号準用 平24厚告270の第十七号の三 平24厚告270の第一の八準用 平24厚告270の第十七号の四 平24厚告270の第八号の三準用 平24厚告123の別表第2の1の注6
(乳幼児加算)	指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児(重症心身障害児を除く。)に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。	
(心理担当職員配置加算)	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十八号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。)において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。	平24厚告123の別表第2の1の注7 平24厚告269第十八号の四
(公認心理師)	公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。)において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第2の1の注8

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
(ソーシャルワーカー配置加算)	障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき40単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚告123の別表第2の1の注9
3 自活訓練加算	(1)個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)が認めた障害児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第十九号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の十五に適合する自活に必要な訓練(自活訓練)を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算しているか。 (2)自活訓練加算(Ⅰ)については自活訓練加算(Ⅱ)以外の場合に、自活訓練加算(Ⅱ)については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。 (3)同一の障害児について、同一の指定医療型障害児入所施設に入院中1回を限度として加算しているか。	平24厚告123の別表第2の2の注1 平24厚告269の第十九号 平24厚告270の第十五号 平24厚告123の別表第2の2の注2
4 福祉専門職員配置等加算	(1)福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2)福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。	平24厚告123の別表第2の2の注3 平24厚告123の別表第2の3の注1 平24厚告123の別表第2の3の注2

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	(3)福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定していないか。 ① 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る。)(児童指導員等)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	平24厚告123の別表第2の3の注3
5 保育職員加配加算	(1)保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2)保育機能の充実を図るため、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の第十九号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第2の3の2の注1 平24厚告123の別表第2の3の2の注2 平24厚告269第十九号の二
6 家族支援加算	指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、施設従業者(栄養士又は管理栄養士及び調理員を除く。)が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、7の地域移行加算を算定しているときは、算定していないか。 イ 家族支援加算(Ⅰ) (1) 障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合 ⌘ 所要時間1時間以上の場合 ⌘ 所要時間1時間未満の場合 (2) 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合 (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 ロ 家族支援加算(Ⅱ) (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	平24厚告123の別表第2の3の3の注

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
7 地域移行加算	入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、当該障害児が、指定医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合又は指定発達支援医療機関で短期有目的の支援を行う場合を算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算していないか。	平24厚告123の別表第2の4の注
8 移行支援関係機関連携加算	指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、移行支援計画の作成又は変更に当たって、関係者(都道府県、市町村及び教育機関並びに指定特定相談支援事業者又は基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。)により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連絡調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第2の4の2の注
9 体験利用支援加算	(1)現に指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの(移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。)が、現に入所している指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者(栄養士又は管理栄養士及び調理員を除く。)が、次のイ及びロのいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき、 ・体験利用支援加算(Ⅰ)については、3日以内 ・体験利用支援加算(Ⅱ)については、5日以内 の期間について、2回を限度として所定単位数を加算しているか。 イ 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供 ロ 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助 (2)体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動としているか。 - イ 体験利用支援加算(Ⅰ) 障害福祉サービス(障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の体験的な利用その他の体験活動(宿泊を伴うものに限る。) - ロ 体験利用支援加算(Ⅱ) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動(イに定めるものを除く。)	平24厚告123の別表第2の4の3の注1 平24厚告270第十七号の六 平24厚告123の別表第2の4の3の注2

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
10 要支援児童加算	(1)要支援児童加算(Ⅰ)については、<u>指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、現に入所している者であって、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。)又は要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。)であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等(「児童相談所等関係機関」という。)との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</u> (2)要支援児童加算(Ⅱ)については、平成24年厚生労働省告示第269号「<u>こども家庭庁長官が定める施設基準</u>」第十九号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保護児童又は要支援児童に対して平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十七号の七に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告123の別表第2の4の4の注1 平24厚告123の別表第2の4の4注2 平24厚告269第十九号の三 平24厚告270第十七号の七
11 集中的支援加算	(1)集中的支援加算(Ⅰ)については、平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、<u>広域的支援人材を指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</u> (2)集中的支援加算(Ⅱ)については、平成24年厚生労働省告示第270号「<u>こども家庭庁長官が定める児童等</u>」第十七号の六に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、<u>集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、他の指定通所支援を行う事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告123の別表第2の4の5注1 平24厚告270第十七号の六 平24厚告123の別表第2の4の5注2 平24厚告270第十七号の六
12 小規模グループケア加算	平成24年厚生労働省告示第269号「<u>こども家庭庁長官が定める施設基準</u>」第二十号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、<u>障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)</u>に、以下のイ～ハに掲げる、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。ただし、ハについては、平成24年厚生労働省告示第269号「<u>こども家庭庁長官が定める施設基準</u>」の適用前に建設された指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関であって、都道府県知	平24厚告123の別表第2の5の注 平24厚告269第二十号

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
13 福祉・介護職員等処遇改善加算(令和6年6月1以降)	事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算しているか。 イ 小規模グループケア加算(Ⅰ) 障害児の数が4人から6人まで ロ 小規模グループケア加算(Ⅱ) 障害児の数が7人又は8人 ハ 小規模グループケア加算(Ⅲ) 障害児の数が9人又は10人 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十八号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2から12までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 2から12までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 2から12までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 2から12までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数	平24厚告123の別表第2の6の注1 平24厚告270第十八号 平24厚告270第二号準用

(注)下線を付した項目が標準確認項目